

随意契約及び比較見積省略理由書

当館設置の油圧式昇降機については、(株)日立ビルシステム 関西支社（以下、「日立ビルシステム」という。）製であるが、現在、装置設置より約 29 年経過し、経年劣化が深刻な状況にあり、制御機器部品が供給終了となっているため、これらの設備に不具合が生じた場合は、図書館の管理運営に多大な支障をきたす可能性がある。ついては、今般、当該装置について乗場三方枠や敷居を既存利用し、消費電力量を低減することが可能となる油圧式からロープ式に変更する準撤去リニューアルを実施する。

また、工事の実施にあたっては、当該各装置は他社製と互換性が一切なく、製造者である日立ビルシステム以外に施工することができないため、同社から見積書を徴したところ、予算の範囲内であり適正と認められることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とすることとし、府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積書を省略するものである。